No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
	平成30年度配水テレメータ改良に伴う既 設配水情報システム改造その他工事	09B:上下水道施設 工事	住之江区 外	三菱電機(株)	137,160,000	平成31年1月8日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
2	津守下水処理場外1か所配電盤外電気 設備修繕	09B:上下水道施設 工事	西成区 外	(株) 明電エンジニアリング	7,884,000	平成31年1月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
3	津守下水処理場現場操作盤外電気設備 修繕	09B:上下水道施設 工事	西成区	東芝インフラシステム ズ(株)	23,220,000	平成31年1月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
4	阿倍野区役所ガス吸収式冷温水発生機 用冷却塔ファンモーター等修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	阿倍野区	テクノ矢崎(株)	3,780,000	平成31年1月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
5	城北寝屋川口水門外43遠方監視装置 修繕	10:電気通信工事	城東区	三菱電機プラントエン ジニアリング(株)	8,812,800	平成31年1月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
6	十三公園事務所1階及び2階空調機修 繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	淀川区	三菱電機システム サービス(株)	3,605,907	平成31年1月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
7	港湾局管理臨港道路内街路樹災害復旧 工事	06:造園工事	住之江区、港区	白川園芸(株)	18,230,400	平成31年1月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
8	大阪市中央卸売市場本場ごみ貯留排出 装置補修工事	09D:機械器具設置 工事	福島区	新明和工業(株)	4,104,000	平成31年1月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
9	扇町公園事務所空調機修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	北区	城陽ダイキン空調(株)	9,072,000	平成31年1月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
10	住吉区役所・住吉区民センター エレベータ修繕	09A:昇降機設置工 事	住吉区	フジテック(株)	1,998,000	平成31年1月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
11	天満橋ライトアップ施設修繕	04:電気工事	中央区、北区	パナソニックESエンジ ニアリング(株)	2,700,000	平成31年1月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
12	C6・7-2号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置 工事	住之江区	JFEプラントエンジ(株)	9,504,000	平成31年1月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
	湊町リバープレイス空気調和機修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	浪速区	ダイキン工業(株)	36,309,394	平成31年2月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
14	平野市町抽水所No.3汚水ポンプ改良工 事	09B:上下水道施設 工事	平野区	(株) 電業社機械製作 所	114,480,000	平成31年2月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
15	阿倍野区民センター大・小ホール系統、 地下1階通路系統空気調和機修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	阿倍野区	ダイキン工業(株)	3,456,000	平成31年2月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟冷 却塔設備CT-2補修工事	05:給排水衛生冷暖 房工事	福島区	空研工業(株)	2,538,000	平成31年2月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
17	臨港方面管理事務所管内緑地樹木災害 復旧工事	06:造園工事	此花区·大正区·港 区·住之江区	(株) 福樹園	25,758,000	平成31年2月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
18	豊野浄水場凝集沈澱池機械設備設置に 伴う既設管理設備改造その他工事	09B:上下水道施設 工事	寝屋川市外	東芝インフラシステム ズ(株)	260,280,000	平成31年2月6日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
19	北部方面管理事務所管理棟車庫用 シャッター修繕	14L:建具工事	此花区	東洋シヤッター(株)	3,672,000	平成31年2月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
20	難波中学校外柵改修工事	02A:建築工事	浪速区	イリエ(株)	12,744,000	平成31年2月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K10	
21	福島区役所 エレベーター修繕	09A:昇降機設置工 事	福島区	日本エレベーター製造(株)	2,089,800	平成31年2月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
22	猫間川抽水所外1か所監視制御設備外 機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	城東区外1か所	(株) 明電舎	118,800,000	平成31年2月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
23	長居公園事務所空調機修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	東住吉区	日立アプライアンス (株)	3,240,000	平成31年2月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
24	鶴見緑地公園事務所空調機修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	鶴見区	日立アプライアンス (株)	7,020,000	平成31年2月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
25	靭幼稚園昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	西区	東芝エレベータ(株)	18,144,000	平成31年2月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
26	庭窪浄水場次亜塩素酸ナトリウム注入設 備改良に伴う既設監視制御設備改造そ の他工事	09B:上下水道施設 工事	守口市外	(株)日立製作所	145,908,000	平成31年2月13日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
27	舞洲スラッジセンター電気室(1)系統外 空気調和機修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	三菱重工冷熱(株)	2,473,200	平成31年2月13日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
28	浪速消防署立葉出張所ほか2か所建設 に伴う消防情報システム署所設備工事	10:電気通信工事	浪速区 東淀川区	富士通(株)	3,996,000	平成31年2月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
29	咲洲国際船客上屋昇降機設備緊急補修 工事	09A:昇降機設置工 事	住之江区	(株) 日立ビルシステム	13,035,600	平成31年2月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
30	大阪市立中央図書館電算機室改修工事 (エアコン取替)	05:給排水衛生冷暖 房工事	西区	ダイキンエアテクノ(株)	37,260,000	平成31年2月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	安治川1号上屋機械設備補修工事	09D:機械器具設置 工事	港区	(株) 日立プラントサー ビス	7,020,000	平成31年2月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
32	大阪城公園北側資材倉庫電動シャッター 修繕	14L:建具工事	中央区	東洋シヤッター(株)	12,960,000	平成31年3月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
33	真田山公園事務所管内公園樹災害復旧 工事	06:造園工事	天王寺区、東成区、 生野区	(株) 樋口造園	50,943,600	平成31年3月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
34	大阪城公園事務所管内街路樹維持工事 -2-1	06:造園工事	西区、浪速区	(株) 山本定樹園	14,904,000	平成31年3月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K10	
35	十三公園事務所管内公園樹災害復旧工 事-1	06:造園工事	西淀川区、淀川区	高橋園芸(株)	40,413,600	平成31年3月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
36	八幡屋公園事務所管内公園樹災害復旧 工事	06:造園工事	港区、大正区、西成 区	(有)イクノ緑地	117,817,200	平成31年3月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
37	大阪城公園事務所管内街路樹災害復旧 工事-2	06:造園工事	西区、浪速区	(株) 山本定樹園	57,132,000	平成31年3月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
38	鶴見緑地公園事務所管内街路樹災害復 旧工事	06:造園工事	都島区、旭区、城東 区、鶴見区	御堂緑地(株)	27,162,000	平成31年3月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
39	鶴見緑地公園事務所管内街路樹維持工 事-1	06:造園工事	都島区、旭区、城東 区、鶴見区	御堂緑地(株)	8,532,000	平成31年3月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K10	
40	長居公園事務所管内公園樹災害復旧工 事-2	06:造園工事	住之江区、住吉区	(株) Kei's	130,734,000	平成31年3月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
41	大阪城公園事務所管内公園樹災害復旧 工事	06:造園工事	中央区、西区、浪速区	(株) 荒木造園設計	77,544,000	平成31年3月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
42	扇町公園事務所管内街路樹維持工事一 1	06:造園工事	北区、福島区、此花区	(株)繁緑園	34,884,000	平成31年3月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K10	
43	扇町公園事務所管内街路樹災害復旧工 事	06:造園工事	北区、福島区、此花区	(株)繁緑園	35,434,800	平成31年3月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
44	十三公園事務所管内公園樹災害復旧工 事-2	06:造園工事	東淀川区	杉田造園(株)	15,951,600	平成31年3月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
45	八幡屋公園事務所管内街路樹災害復旧 工事	06:造園工事	港区、大正区、西成区	(株) 井畑造園土木	41,104,800	平成31年3月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
46	長居公園事務所管内公園樹災害復旧工 事-1	06:造園工事	東住吉区、平野区、 阿倍野区	石丑山中庭園(株)	50,468,400	平成31年3月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
47	真田山公園事務所管内街路樹災害復旧 工事	06:造園工事	天王寺区、東成区、 生野区	(株) タケヒロテック	36,838,800	平成31年3月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
48	鶴見緑地公園事務所管内公園樹災害復 旧工事	06:造園工事	都島区、旭区、城東 区、鶴見区	(有) 松竹園	55,684,800	平成31年3月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
49	八幡屋公園事務所管内街路樹維持工事 -1	06:造園工事	港区、大正区、西成区	(株) 井畑造園土木	9,936,000	平成31年3月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K10	
50	十三公園事務所管内街路樹災害復旧工 事一1	06:造園工事	西淀川区、淀川区	(株)ヤスクニ緑地	27,885,600	平成31年3月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
51	真田山公園事務所管内街路樹維持工事 -1	06:造園工事	天王寺区、東成区、 生野区	(株) タケヒロテック	8,964,000	平成31年3月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K10	
52	大阪城公園事務所管内街路樹維持工事 -1-1	06:造園工事	中央区	(株)田中造園土木	34,992,000	平成31年3月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K10	
53	長居公園事務所管内街路樹維持工事- 2-1	06:造園工事	住之江区、住吉区	上園緑地建設(株)	30,780,000	平成31年3月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K10	
54	大阪城公園事務所管内街路樹災害復旧 工事-1	06:造園工事	中央区	(株)田中造園土木	37,724,400	平成31年3月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
55	長居公園事務所管内街路樹災害復旧工 事-2	06:造園工事	住之江区、住吉区	上園緑地建設(株)	29,440,800	平成31年3月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
	∌ - ∠	06:造園工事	東淀川区	南海ビルサービス(株)	28,728,000	平成31年3月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
57	扇町公園事務所管内公園樹災害復旧工 事	06:造園工事	北区、福島区、此花区	伊原園芸(株)	52,434,000	平成31年3月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
58	長居公園事務所管内街路樹維持工事- 1-1	06:造園工事	東住吉区、平野区、 阿倍野区	関西植木(株)	8,964,000	平成31年3月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K10	
59	長居公園事務所管内街路樹災害復旧工 事-1	06:造園工事	東住吉区、平野区、 阿倍野区	関西植木(株)	23,414,400	平成31年3月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
60	豊野浄水場酸注入設備修繕	09B:上下水道施設 工事	寝屋川市	日立造船(株)	2,916,000	平成31年3月20日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
61	西部方面管理事務所管内施設災害復旧 工事	13B:防球ネットフェン スエ事	中央区、西区、浪速区、港区、港区、大正区、西成区	大榮線業(株)	10,195,200	平成31年3月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住 吉川耐震護岸(1エ区)築造工事(その 15)	01:土木工事	住之江区	大林·鴻池·五洋·久 本特定建設工事共同 企業体	1,965,600,000	平成31年3月22日	地方公共団体の物品 等又は特定役務の調 達手続の特例を定め る政令第11条第1項 第5号	W5	適用
63	此花下水処理場ポンプ場築造工事(その 15)	01:土木工事	此花区	鴻池・竹中土木・佐 藤・三井住友・あおみ 特定建設工事共同企 業体	3,720,600,000	平成31年3月27日	地方公共団体の物品 等又は特定役務の調 達手続の特例を定め る政令第11条第1項 第5号	W5	適用
64	大阪城公園大手門外修復工事	02A:建築工事	中央区	(株)松原工務店	28,058,400	平成31年3月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
65	北部方面管内道路照明灯等道路公園付 属設備補修工事-3	04:電気工事	北区、福島区、此花区、西淀川区、淀川区、東淀川区	アミューズモリデン(株)	33,480,000	平成31年3月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
66	東部方面管内道路照明灯等道路公園付 属設備補修工事一3	04:電気工事	都島区、天王寺区、 東成区、生野区、旭 区、城東区、鶴見区	アミューズモリデン(株)	31,320,000	平成31年3月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
67	南部方面管内道路照明灯等道路公園付 属設備補修工事一3	04:電気工事	阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区	(株) 晃電社	32,648,400	平成31年3月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
68	西部方面管内道路照明灯等道路公園付 属設備補修工事一3	04:電気工事	中央区、西区、港区、 大正区、浪速区、西 成区	(株) 晃電社	39,906,000	平成31年3月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	

1 案件名称

平成30年度配水テレメータ改良に伴う既設配水情報システム改造その他工事

2 契約の相手方

三菱電機 (株)

3 随意契約理由

本工事は、配水テレメータ、水質テレメータの改良に伴い、水道局庁舎、柴島浄水場、市内各所の配水情報システム及び水質情報システムの改造を行うものである。

これらの設備は、三菱電機(株)が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である三菱電機(株)以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは三菱電機(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

1 案件名称 : 津守下水処理場外1か所配電盤外電気設備修繕

2 契約の相手方 : (株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由 : 津守下水処理場外1か所配電盤外電気設備は、津守下水処理

場及び桜川抽水所を安定稼動させるための重要な役割を持つ

設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビ

フェニル含有のおそれがある老朽化した構成部品を取替等修

繕するものである。

本設備は(株)明電舎が設計製作したもので、修繕にあたっては、製作会社としての技術と経験を必要とし、取替等作業に当たっては、当該設備を熟知する必要があり、製作会社としての総合的な技術が必要である。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一 貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり他社 にその修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービスを移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6561-0160)

1 案件名称 : 津守下水処理場現場操作盤外電気設備修繕

2 契約の相手方 : 東芝インフラシステムズ (株)

3 随意契約理由 : 今回修繕する津守下水処理場現場操作盤外電気設備は、津守

下水処理場を安定稼動させるための重要な役割を持つ設備であり、本修繕は、PCB特別処置法による処理期限内に適正に処理を行うため、PCB含有のおそれがある構成部品の取替を

行うものである。

本設備は東芝インフラシステムズ(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては、製作会社としての技術と経験を必要とし、取替等作業に当たっては、当該設備を熟知する必要があり、製作会社としての総合的な技術が必要である。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一 貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり他社 にその修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社である東芝 インフラシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6561-0160)

1 案件名称

阿倍野区役所ガス吸収式冷温水発生機用冷却塔ファンモーター等修繕

契約の相手方
 テクノ矢崎(株)

3 随意契約理由

本修繕は、阿倍野区役所ガス吸収式冷温水発生機用冷却塔ファンモーター等の修繕をするものである。

当該機器については、テクノ矢崎(株)が製造したもので、修繕にあたっては製造者の みが有する当該設備の製造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、テクノ矢崎(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

阿倍野区役所総務課 (総務) (電話番号:06-6622-9625)

1 修繕名称

城北寝屋川口水門外 43 遠方監視装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回修繕する城北寝屋川口水門外 43 箇所遠方監視装置は、城北川河川施設の安全管理に必要な機器を遠方監視装置にて管理している設備であるが、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は、三菱電機(株)が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。

よって、修繕後の性能について責任を明確にできるのは、製作会社である三菱電機 (株)より遠方監視制御・映像情報通信設備のアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話番号:6615-6647)

1 修繕名称

十三公園事務所1階及び2階空調機修繕

2 契約相手方

三菱電機システムサービス(株)

3 随意契約理由

1階及び2階事務所の空調機が、経年劣化(平成4年設置)等により故障し作動せず、事務所内の適切な温度管理や空気循環が行われないため、業務に適した環境を維持することができなくなっていることから修繕を行うものである。

本設備は三菱電機(株)が制作したものであり、取り扱い部品も他社では製造していない。また、同社の設備の維持管理、保守サービス部門は、三菱電機システムサービス(株)のみが担っており、製品に必要な高い技術と知識を有し、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることのできる唯一の業者である上記業者と随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所 (電話番号06-6309-0008)

1. 案件名称

港湾局管理臨港道路内街路樹災害復旧工事

2. 契約の相手方 白川園芸 (株)

3. 随意契約理由

本件は、港湾局管理臨港道路(南港ポートタウン内道路・3 号道路)の街路樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹折れした樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により港湾局管理臨港道路(南港ポートタウン内道路・3号道路)の街路樹が強風により倒壊し、当面の応急措置は行ったものの依然道路脇に幹や根本が存在する状況であり、歩行者通行に対して障害となっている。今後の強風や降雨により、傾いた樹木の倒木や、さらなる根本の倒壊等の危険性がある状態を回避し、通行障害の機能回復に向け街路樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

本件道路に隣接した臨港道路の 1・2 号道路の街路樹の維持については、港湾局から建設局に委託し、「臨港方面管理事務所管内街路樹維持工事」として白川園芸(株)が受注している。港湾局管理臨港道路(南港ポートタウン内道路・3 号道路)については港湾局が直営で管理しているが、本件については被害が大きく直営での対応が困難である。通常であれば隣接・接続部の工事について重複がないよう港湾局・建設局間で調整・管理を行ったうえで施工するところであるが、本件については上記のとおり至急安全対策を行う必要があり、期間内に復旧を終えるためには重複箇所の同時施工も必要となることから、工事を円滑に行うためには 1・2 号道路の復旧作業を行っている白川園芸(株)と契約することが最も望ましい。

さらに、白川園芸(株)は年間を通して1・2号道路の樹木の保全・育成を実施していることから、施工場所について熟知しており、かつ必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、対応可能か確認を行ったところ、対応可能とのことであった。

以上のことから、隣接地区で同種工事を実施している上記業者へ、地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号の規定により緊急随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課 (電話番号:06-6615-7827)

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場ごみ貯留排出装置補修工事

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

本工事は、場内の良好な衛生環境を維持する為、点検結果に基づき市場棟内に設置しているごみ貯留排出装置の部品交換による補修を行うものである。

本工事対象設備は、新明和工業(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7969)

1 修繕名称

扇町公園事務所空調機修繕

2 契約の相手方 城陽ダイキン空調(株)

3 随意契約理由

扇町公園事務所内に設置している空調機が経年劣化等により故障し作動せず、適切な室 温調整や空気循環が行われないため、業務に適した環境が維持できなくなることから部品 交換等をするものである。

本設備はダイキン工業(株)(以下、「製作会社」という。)製であり、取扱部品も他社では製造していない。このため、今回の不具合において、製作会社に部品交換等ができるかを確認したところ、これまでは製作会社で修繕(部品交換)を行ってきたが、空調機の経年化に伴い、本設備の部品の取置きがなくなったため対応不可能との回答があった。

ただし、近畿圏において製作会社の修繕部門を受け持つ上記業者においては部品の取置 きがあることから修繕対応が可能であり、現在、近畿圏内で本設備の部品を取り扱っている のは上記業者のみとのことであった。

また、修繕後の空調機の動作の確実性、安全性、既存部品との円滑な動作状況を把握し、責任施工の一体化を図るためにも、この条件で履行可能な業者は、製作会社製品の修繕部門を受け持つ上記業者のみであることから、上記業者との随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 扇町公園事務所 (電話番号06-6312-8121)

1 案件名称

住吉区役所・住吉区民センター エレベータ修繕

- 契約の相手方
 フジテック (株)
- 3 随意契約理由

本修繕は、住吉区役所及び住吉区民センターに設置しているエレベータの部品交換修繕を行うものである。

当該エレベータ設備については、上記業者が行っている保全業務委託の定期点 検の結果、リレー・ローラー・バッテリー・スイッチ・ネームプレートに劣化や 損傷があり、安全性に支障をきたすおそれがあることから部品交換を行う必要が あることが判明した。

当該エレベータ設備については、上記業者が製作及び施工したものであり、修 繕に当たっては、エレベータ設備の構成及び整合性など上記業者が保有する知識 及び技術力が不可欠である。

また、修繕する部分は、既設部品と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、修繕後の不具合が生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上により、当該設備における知識や技術を熟知している唯一の製作者である フジテック(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所 総務課 (電話番号 06-6694-9903)

1. 修繕名称

天満橋ライトアップ施設修繕

2. 契約相手方

パナソニックESエンジニアリング (株)

3. 随意契約理由

本設備は、大阪都市魅力創造戦略に沿って、水と光のまちづくり事業の一環として、 光景観資源のより一層の魅力向上を図ることを目的とし、平成23年より天満橋のライトアップを行なっている施設である。

今般、ライトアップを制御しているシステムの一部が頻繁に停止しライトアップの 不動作や異常点灯が発生しており、付近の景観を乱し事業目的を損なっている状況に あることから修繕の必要がある。

本設備は、パナソニックESエンジニアリング(株)が設計製作したものであり、 老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有 する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であることから、また、修繕後の一 貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、上記業者に随意契約を 依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号:06-6615-6647)

1. 案件名称

C6・7-2号機多目的クレーン補修工事

2. 契約の相手方

JFEプラントエンジ (株)

3. 随意契約理由

本件工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目(C6・7岸壁)に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーンの走行装置等の補修を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性等から、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を 定めたクレーン等安全規則およびクレーン製造規格に基づき施工する必要があり、高い 安全性が求められる。また、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設 計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、 相関関係がわからず、クレーン本体構造および各装置に悪影響をおよぼす恐れがある。

よって、製造者だけがクレーンの本体構造およびシステム全体を把握した上で、安全性 を確保した部材の交換、また、部材を交換することにより影響を受ける箇所の点検および 調整等を的確に行えるものであり、また、責任の一元化にもつながる

以上のことから、本工事が実施可能な業者は、当該クレーンを製造した上記業者のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

港湾局計画整備部設備課(機械) (電話番号 06-6552-0057)

- 案件名称
 湊町リバープレイス 空気調和機修繕
- 契約の相手方
 ダイキン工業(株)

3 随意契約理由

本修繕は、ダイキン工業 (株)の製作及び施工により、湊町リバープレイスに設置された空気調和機 50 台の部品交換を行うものである。

当該設備については、ダイキン工業 (株)が製作及び施工したものであり、施設の維持 管理における定期点検についても同社が実施している。修繕にあたっては、空気調和機の 構成や整合性など同社が保有する知識及び技術力が不可欠である。

また、空気調和機の動作の確実性・安全性、既存部品との円滑な動作状況を担保し責任施工の一体化を図るためにも、本設備の施工業者であるダイキン工業 (株)と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部区画整理課拠点開発事業グループ (電話番号 06-6208-9433)

1 案件名称

平野市町抽水所No. 3汚水ポンプ改良工事

2 契約の相手方

(株) 電業社機械製作所

3 随意契約理由

今回工事するNo.3 汚水ポンプ設備は、平野市町抽水所に流入する汚水を平野下水処理場に送水するための設備である。本設備は、設置後 30 年以上が経過し、ポンプ本体が老朽化し運転に支障をきたしているため、主要部品の取替えを行うものである。

本設備は、(株) 電業社機械製作所が設計製作したもので、既設備に適合する部品の選定、それらの組み合わせ並びに調整など、製作会社独自の技術を必要とし、取替部品も他社で製作していない。

また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を行える業者は、製作会社である、(株)電業社機械製作所の みである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 設備課(06-6615-7888)

以上

1 案件名称

阿倍野区民センター大・小ホール系統、地下1階通路系統空気調和機修繕

契約の相手方 ダイキン工業(株)

3 随意契約理由

本修繕は、阿倍野区民センター大・小ホール系統、地下1階通路系統空気調和機の修 繕をするものである。

当該機器については、ダイキン工業(株)が製造したもので、修繕にあたっては製造者 のみが有する当該設備の製造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、ダイキン工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

阿倍野区役所総合企画課(地域・街づくり) (電話番号:06-6622-9787)

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟冷却塔設備 CT-2 補修工事

2 契約の相手方空研工業(株)

3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟に設置している冷却塔設備 CT-2 の補修工事を行うものである。

本工事対象設備は、空研工業(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専 門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、空研工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7969)

- 1. 案件名称 臨港方面管理事務所管内緑地樹木災害復旧工事
- 契約の相手方 (株)福樹園
- 3. 随意契約理由

本件は、市内の公園樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により緑地内樹木が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの広場周辺や園路脇に幹や枝等が存在する状況であり、公園利用者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、公園の機能回復に向け公園樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

緑地内樹木の維持については、樹木(植物)の維持工事を港湾局から受託事業として緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『緑地内樹木の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、既契約の臨港方面管理事務所管内緑地樹木維持工事受注者である(株)福寿園へ対応可能か確認を行ったところ、対応可能とのことであった。

しかし、既契約の臨港方面管理事務所管内緑地樹木維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに決議金限度に迫る出来高に至る見込みであり、既契約工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であり、また工事場所を分離できないので別業者への発注ができないことから、別契約の緑地樹木災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

(参考: 既契約工事)

臨港方面管理事務所管内緑地樹木維持工事

契約日:平成30年6月18日

工事期間 : 平成 30 年 6 月 18 日~平成 31 年 6 月 28 日

(一部完成期限:平成31年3月31日)

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

建設局 公園緑化部 緑化課 (電話番号:06-6469-3857)

1 案件名称

豊野浄水場凝集沈澱池機械設備設置に伴う既設管理設備改造その他工事

契約の相手方 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、豊野浄水場凝集沈澱池機械設備設置、配電設備設置に伴い管理設備の改造を 行うとともに、豊野浄水場外水質計器設置に伴い、豊野浄水場管理設備、長居配水場監視 制御設備の改造を行うものである。

これらの設備は、(株) 東芝が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株) 東芝以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、 施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施 工させることができない。

(株) 東芝の当該事業については、平成 29 年7月から東芝電気サービス (株) に吸収 分割され、同時に東芝インフラシステムズ (株) に社名変更されている。

よって、本工事を実施できるのは東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

1 修繕名称

北部方面管理事務所管理棟車庫用シャッター修繕

2 契約相手方

東洋シヤッター(株) /

3 随意契約理由

今般、当事務所管理棟内に設置している車庫用シャッターが、台風 21 号の暴風 の影響により、シャッターが損壊し開閉できないため修繕を行うものである。

当該シャッターは庁舎 1 階車庫に設置しており、下水道施設の維持作業で使用する作業車や直営資材等を保管しているが、このままでは庁舎の施錠不良に伴う夜間閉庁時の盗難の懸念があるため、早急に修繕を行う必要がある。

なお、本設備は上記業者が設計製作したもので、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所管理課(電話番号 06-6462-1434)

特名随意契約理由書

- 1、案件名称 難波中学校外柵改修工事
- 2、契約の相手方 イリエ㈱

3、随意契約理由

本工事は、難波中学校敷地内の一般道路に面した既存 CB 塀を外柵に改修するものである。

難波中学校の既存 CB 塀は、大阪府北部を震源とする地震により被害を受け、速やかな対応が必要な状況となっている。平成 30 年 8 月 31 日付で公表された「市有ブロック塀等の安全対策に関する取組方針」において、本市施策として早急に安全対策を推進するために、本施設が今年度中に対策を行う施設と位置付けられたため、施設所管局の教育委員会事務局から既存 CB 塀撤去のうえで外柵を設置する工事の施工依頼があったものである。(対象の延長長さ:約 148 m)現在、難波中学校においては別途「給食室改修工事」(工期:平成 31 年 3 月 15 日)を実施しているが、本工事とは施工期間が重複することとなる。また、中学校という生徒が往来する敷地内での施工は、材料や工事車両の搬入経路、材料置き場も限定され、工事現場の作業が輻輳するいわゆる「出会い丁場」が生じるなど本工事と密接に関連するものである。

現在施工中の「給食室改修工事」に併せて本工事を実施する場合は、受注者間の工期調整などをする必要がなくなるため約2~3週間の工期が短縮でき、危険度の高い既存 CB 塀の撤去を最短のスケジュールで完了できることから、本市の重要施策である安心・安全なまちづくりの主旨に合致する。また、経費面でも工事規模のスケールメリットを活かした削減が可能となり事業費抑制の観点でも優位性があるため、単独工事として来年度以降に実施する場合と比べて、本工事を現在施工中の「給食室改修工事」と併せて実施する場合のほうが有利であり合理的である。以上の理由から、上記業者と特名随意契約を締結する。

4、根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5、担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課(電話番号 06-6633-2381)

6、その他

原契約の概要

・案件名称:難波中学校給食室改修工事(契約番号:大契乙第462号)

・契約金額:48,421,800円(税込)

·工 期:平成30年9月26日 ~ 平成31年3月15日

- 1 案件名称 福島区役所 エレベータ修繕
- 2 契約の相手方 日本エレベーター製造(株)
- 3 随意契約理由

本修繕は、福島区役所に設置しているエレベータ設備の安全稼働を目的に、点検結果に基づき、劣化・破損したインバータユニット、電源基板等の交換を行うものである。

本修繕対象エレベータは、日本エレベーター製造(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、純正部品が必要であり、専門技術及び知識が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは日本エレベーター製造(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福島区役所 企画総務課 (電話番号 06-6464-9625)

1 工 事 名 称: 猫間川抽水所外1か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方: (株)明電舎

3 随意契約理由:

本工事は猫間川抽水所にあるポンプ設備等の監視制御機能を中浜下水処理場へ一元化するため、既設監視制御設備及び既設配電盤等に機能追加を行うとともに、市岡下水処理場で別途施工される電気設備工事等に伴い必要となる監視機能等を、既設監視制御設備に機能追加するものである。

本設備は(株)明電舎が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

また、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

さらに、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのは(株)明電舎のみである。

4 根 拠 法 令:地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担 当 部 署:建設局下水道河川部設備課(電話番号 06-6615-7898)

1 修繕名称

長居公園事務所空調機修繕

2 契約の相手方

日立アプライアンス (株)

3 随意契約理由

本修繕は、長居公園事務所内にある空調機の修繕である。

現在、長居公園事務所会議室・書庫に設置しているものであるが、経年劣化等により室外機・室内機が故障し作動しなくなったため部品交換等をするものである。

本製品は、日立アプライアンス(株)が製造したもので、製造者のみが有する知識及び技術が不可欠であり、既存部分の整合性や互換性を確保し、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、日立アプライアンス(株)に依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所長居公園事務所

(電話番号:06-6691-7200)

1 修繕名称

鶴見緑地公園事務所空調機修繕

2 契約相手方

日立アプライアンス (株)

3 随意契約理由

鶴見緑地公園事務所の事務所棟1階、2階及びA棟2F会議室に設置している空調機が 経年劣化等により故障し作動せず、適切な室温調整や空気循環が行われないため、業務に適 した環境が維持できなくなることから部品交換等をするものです。

業者選定にあたり、本設備は、上記業者が製造したものであり、取扱い部品も他社では製造しておりません。また、修繕後の一貫した責任と能力についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するおのです。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 鶴見緑地公園事務所 (電話番号06-6912-0650)

1 案件名称

靱幼稚園昇降機設備改修工事

- 2 契約の相手方 東芝エレベータ (株)
- 3 随意契約理由

本工事については、現在、朝幼稚園建屋の用途変更に伴い、設置されている東 芝エレベータ製エレベータについて建築基準法の遡及適応を受けることとなっ た為、現行法に適応させる為、実施するものである。

当該建物については、市立幼稚園及び民間保育所の複合施設となっており、そのうち2階のエレベータ出入り口については民間保育所に面しているが、入口全面が封鎖し保育所が運用されている状況であるため、2階保育所の乳幼児に影響を及ぼすことなく工事を施工ができることを検討した結果、唯一、現行エレベータに対してのリニューアル工事を実施することにより現行法に対応可能であった。

そういった事から、現行エレベータのリニューアル工事にて対応することとしたが、当該工事の実施について、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造業者しか知りえない知識や技術をもち、かつ施工責任の一元化が図ることのできる事業者のみが実施可能である為、上記事業者を選定することとなった。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画グループ (電話番号06-6208-8165)

1 案件名称

庭窪浄水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備改良に伴う既設監視制御設備改造その他工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、庭窪浄水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備改良、取送水ポンプ場配電設備改良に伴い監視制御設備の改造を行うとともに、柴島浄水場外水質計器設置に伴い、柴島浄水場浄水管理設備、庭窪浄水場監視制御設備、巽配水場外監視制御設備、柴島浄水場配水管理設備Ⅱの改造を行うものである。

これらの設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株) 日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、 施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施 工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

1 修繕名称:舞洲スラッジセンター電気室(1)系統外空気調和機修繕

2 契約相手方: 三菱重工冷熱㈱

3 随意契約理由:

今回修繕する空気調和機は、舞洲スラッジセンターの電気室 (1) 系統の熱負荷の高い部屋を冷却する設備であり、舞洲スラッジセンターの各施設を運転維持するために重要な設備である。

各種空気調和機の圧縮機等が長時間の運転により損傷し、運転に支障を来しているので修繕するものである。

本空気調和機は、三菱重工業㈱が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作しており他社では製作していない。また、取替部品も同社のみが保有するシステム構成を熟知するとともに調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

本設備の製作会社は三菱重工業㈱であるが、冷熱事業については三菱重工業㈱の事業 継承会社である三菱重工サーマルシステムズ㈱に継承している。また三菱重工サーマ ルシステムズ㈱は、空調機に関するサービス業務全般を三菱重工冷熱㈱に移管している。 以上のことから、本修繕ができる業者は、三菱重工冷熱㈱のみである。

4 根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署:北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

1 案件名称

浪速消防署立葉出張所ほか2か所建設に伴う消防情報システム署所設備工事

2 契約の相手方

富士通(株)

3 随意契約理由

本案件は、浪速消防署立葉出張所ほか2か所の新築工事に伴い消防情報システム署所設備を設置する工事である。

消防情報システム署所設備は災害出場用に出場隊のランプ制御や出場トーン制御などを司る設備であるため、災害対応への影響を十分に考慮した上で接続処理を行うには署所設備の専門的知識や技術を保有している必要がある。

上記業者は、消防情報システム署所設備を開発・納入した業者で、設備の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、接続処理ができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課(情報システム) (電話番号 06-4393-6573)

1 案件名称

咲洲国際船客上屋昇降機設備緊急補修工事

2 契約の相手方 ㈱日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、咲洲国際船客上屋の昇降機設備(エスカレーター)が台風 21 号による高潮の影響により水没し、使用不可能となったため緊急補修を行うものである。

咲洲国際船客上屋は、国際ターミナルとして建設され、現在は上海ー大阪間で週1便及び2週1便、釜山一大阪間の週4便の定期外航フェリーが就航し、年間約7万人の利用者がある。

本昇降機設備は、このうち韓国釜山からの乗客を岸壁から入国審査場への通路となっているが、水没により使用不可となったため、緊急的に入局管理局及び税関と協議を行ない、入国審査の保安管理のため最小限の動線確保のため普段閉鎖している屋外階段(非常階段)の利用認可を受け入国審査場まで案内していた。

しかし、乗客には高齢者も多く、また障がい者の方も含まれているうえ、ほとんどの方が重量のあるスーツケース等を抱えて階段を利用するため、非常に危険な状況となってしまったため、入国管理局及び税関と再度協議し、他船出国者用通路専用エレベーターを使用し入国者を受け入れることで一時的に認可を得て入国審査場まで案内していたが、入国者に出国者専用エレベーターを使用させる場合、同時間に出国する他船の乗客を一時的に止め、かつ入国者と出国者が同一エリアに入らないよう、それぞれの動線を止める必要があること、また入国者と出国者が同一場所を利用することとなるため、入国管理局及び税関からは、現行の動線は、保安上の観点から、本来認められるものではなく緊急的な措置として認めるが、一刻も早く本来機能を復旧し入出国それぞれのルートを確保するよう指示されている。(別図1)

本市としても国際船客上屋の構造上、2階フロアに入国審査場があるため、上海から乗客船は 国際船客上屋横に着岸し2階フロアに直結するボーディングブリッジ(搭乗ゲート)により動線を確保しているが、釜山からの乗客線は着岸箇所が船客上屋から 100mほど離れており、構造上ボーディングブリッジによる通路口の確保がされていないことから、釜山からの乗客船受け入れには、エスカレータによる動線確保が必須であり、現状としては、国際船客上屋機能が確保されていないと認識しており、海外から日本への旅行客などを安全に受け入れるため、一刻も早く補修工事を実施し機能回復を図る責務があるため、当該設備の製作会社である㈱日立ビルシステムと協議を行なってきた。

当該事業者との協議において、本復旧に際しては、既に昇降機の減速装置(ギアの集合体)など主要部品の交換が必要なこと、また当該部品の工場での製作対応は可能であることは確認できているが、それに付随する部品等についても、さらに詳細な点検作業が必要であり、その設計書等の作成には事業者の協力が必要であるが、事業者においても台風 21 号被害の復旧作業も多数

かかえており、台風後に事業者と現場立会したものの、その後協議再開の調整がつかず現在の状況に至っており、当面の間、詳細部における協議再開の目処が立っていない。

しかし、減速装置などの主要部品については、受注生産となり製作に4~5か月程度を要すものだが、先述のとおり工場での製作対応が可能と確認しており、早期復旧にはこれら主要部品の早期製作が必須となるため、緊急補修による契約とし、直ちに製作にとりかかるものである。引き続き事業者との調整を行い、復旧に必要となる施工内容の確認を行い、施工を実施するものである。

なお、上記業者は、本施設の設置者であり故障部位特定後の部品の手配や取替え等速やかに対応でき、直ちに工事に着手することが可能な唯一の業者である。

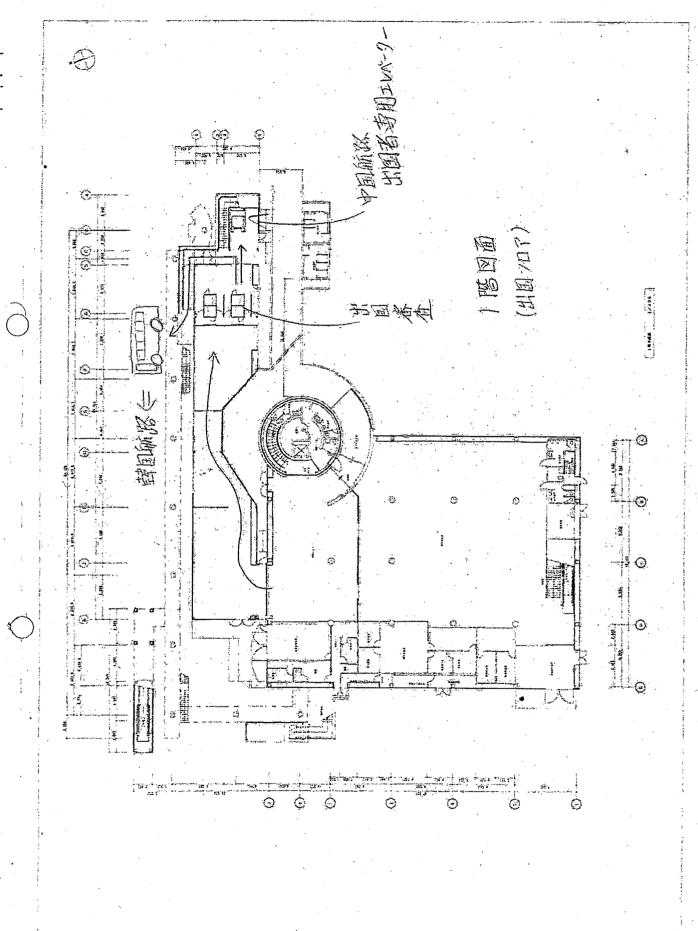
以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課(電気)(電話番号 06-6568-9091)



别图1(1階)

1 案件名称

大阪市立中央図書館 電算機室改修工事 (エアコン取替)

2 契約の相手方 ダイキンエアテクノ(株)

3 随意契約理由

電算室の空調設備は1996年設置後22年経過し、これまでの間、不具合については修繕で対応してきたが、部品等の供給が少なくなってきている。保守点検を実施し、維持管理に努めて来たが、老朽化による不具合の発生が危惧され、運転停止となった場合に、電算機室内サーバーからの熱量による温度管理が行えなくなる状況に陥るため、施設の運営に支障をきたすことから経年劣化によるユニットの取替工事を行う必要がある。

なお、中央図書館全館の空調設備は、ダイキン工業株式会社が製造・設置・保守点検業務を行っており、運転監視遠隔装置と連動させることで、オンラインにて日常の各機器の運転状況のデータを収集するとともに、サーバー系の冷却用エアコンの故障に際しては、24時間365日の緊急対応体制をとっているなど、製造物責任と保守責任を一元化する必要がある。

空調設備の取替に際して、運転監視遠隔装置等と連動させる必要があり、ダイキン工業株式会社しか取扱えないが、平成30年4月以降はダイキン工業株式会社の内部機構改革のため、ダイキン工業株式会社では取替工事を行っておらず、関連会社である上記業者が一手に請け負っているため、同業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5担当部署

教育委員会事務局 大阪市立中央図書館 総務担当 (電話番号 06-6539-3314)

1 案件名称

安治川1号上屋機械設備補修工事

2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

3 随意契約理由

本工事は、安治川1号上屋に設置されているくん蒸設備の吸収塔水洗いポンプ系統、吸収塔廃液配管及びpH測定装置を補修するものである。

安治川1号上屋とは、主に海外より船で輸入された青果物を取扱っている上屋である。 倉庫としては植物防疫法に基づく指定くん蒸倉庫の資格を有しており、同法により必要 な青果物に対してくん蒸を行っているものである。

くん蒸ガスには人体に有害で排出規制がある青酸ガスを使用するため、同ガスを倉庫外の処理装置に送るための換気設備、送られたガスを苛性ソーダ溶液で吸着するための吸収塔及び吸着後の苛性ソーダ溶液を処理する廃液処理設備、くん蒸時の温度や青果物の保存温度により熟成時期を管理するための、冷凍機・ボイラー・空気調和機・監視制御装置から構成される低温設備が設置されており、これらの設備全体が一体となって機能を発揮できるものである。

本設備は(株)日立製作所が設計施工したものであり、修繕にあたっては各設備の構造・ 仕様・相関関係を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、本設備が正確に稼動 しなければ、青酸ガスによるくん蒸業務ができず、青果物の管理ができなくなり、ひい ては人身事故につながる恐れもあることから、製造物責任の所在を明確にする観点から 補修後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお(株)日立製作所は、くん蒸・低温装置に関する補修業務を(株)日立プラントサービスに業務移管している。

以上のことから本工事を施工できる業者は(株)日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局計画整備部設備課(機械)電話番号 06-6552-0057

1 修繕名称

大阪城公園北側資材倉庫電動シャッター修繕

2 契約の相手方

東洋シヤッター(株)

3 随意契約理由

大阪城公園北側資材倉庫電動シャッターについて、9月4日の台風21号の影響でシャッター部がゆがみ、3つあるシャッターのうち、両端の2箇所は完全に作動しなくなり、残りの真ん中1箇所もかろうじて作動する状態になってしまったため修繕を行うものである。本設備は、上記業者が設計製作したもので、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局大阪城公園事務所 電話番号 (06-6941-1144)

- 1 案件名称 真田山公園事務所管内公園樹災害復旧工事
- 2. 契約の相手方 (株) 樋口造園

3. 随意契約理由

本件は、市内の公園樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした 樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により公園樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの広場周辺や園路脇に幹や枝等が存在する状況であり、公園利用者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、公園の機能回復に向け公園樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

公園樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『公園樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所公園樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所公園樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至る見込みであり、既契約の公園樹維持工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の公園樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

1. 案件名称

大阪城公園事務所管内街路樹維持工事-2-1

契約の相手方 (株)山本定樹園

3. 随意契約理由

本件は、平成31年6月28日、29日にインテックス大阪で開催されるG20大阪サミット開催に向けた環境整備として、市内街路樹の防犯性や景観面向上のための、剪定・刈り込み・補植を行う工事である。

G20開催に向けた、環境整備の実施を行うにあたって要人警護の観点から、 警備路線や要人の移動ルートなどは公表できないことから、施工場所の確定直前 になることが想定されるとともに、警察からの指示により速やかに作業対応しな ければならない可能性が非常に高く、施工場所が既契約履行中の施工業者と重複 し、出会い帳場となることから、他業者で施工した場合、施工の責任性が不明確 となる。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事であり、『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められている。

既契約業者は、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保でき、大阪城公園事務所管内街路樹維持工事-2については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、台風における応急対応も一部実施してきていることから、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の大阪城公園事務所管内街路樹維持工事-2に今回発生した工事の追加することは困難であるため、別契約の大阪城公園事務所管内街路樹維持工事-2-1として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

1. 案件名称

十三公園事務所管内公園樹災害復旧工事-1

2. 契約の相手方 高橋園芸(株)

3. 随意契約理由

本件は、市内の公園樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした 樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により公園樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの広場周辺や園路脇に幹や枝等が存在する状況であり、公園利用者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、公園の機能回復に向け公園樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

公園樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『公園樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所公園樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所公園樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至る見込みであり、既契約の公園樹維持工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の公園樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

1. 案件名称

八幡屋公園事務所管内公園樹災害復旧工事

契約の相手方 (有)イクノ緑地

3. 随意契約理由

本件は、市内の公園樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした 樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により公園樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの広場周辺や園路脇に幹や枝等が存在する状況であり、公園利用者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、公園の機能回復に向け公園樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

公園樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『公園樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所公園樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所公園樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至る見込みであり、既契約の公園樹維持工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の公園樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

1. 案件名称

大阪城公園事務所管内街路樹災害復旧工事-2

2. 契約の相手方 (株)山本定樹園

3. 随意契約理由

本件は、市内の街路樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により街路樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの依然道路脇に幹や枝等が存在する状況であり、歩道通行者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、歩道部の機能回復に向け街路樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所街路樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所街路樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の街路樹維持管理工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の街路樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

- 1. 案件名称 鶴見緑地公園事務所管内街路樹災害復旧工事
- 2. 契約の相手方 御堂緑地(株)

3. 随意契約理由

本件は、市内の街路樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした 樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により街路樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの依然道路脇に幹や枝等が存在する状況であり、歩道通行者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、歩道部の機能回復に向け街路樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所街路樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所街路樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の街路樹維持管理工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の街路樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

- 1. 案件名称 鶴見緑地公園事務所管内街路樹維持工事-1
- 2. 契約の相手方 御堂緑地(株)

3. 随意契約理由

本件は、平成31年6月28日、29日にインテックス大阪で開催されるG20大阪サミット開催に向けた環境整備として、市内街路樹の防犯性や景観面向上のための、剪定・刈り込み・補植を行う工事である。

G20開催に向けた、環境整備の実施を行うにあたって要人警護の観点から、 警備路線や要人の移動ルートなどは公表できないことから、施工場所の確定直前 になることが想定されるとともに、警察からの指示により速やかに作業対応しな ければならない可能性が非常に高く、施工場所が既契約履行中の施工業者と重複 し、出会い帳場となることから、他業者で施工した場合、施工の責任性が不明確 となる。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事であり、『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められている。

既契約業者は、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保でき、鶴見緑地公園事務所管内街路樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、台風における応急対応も一部実施してきていることから、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の鶴見緑地公園事務所管内街路樹維持工事に今回発生した工事の追加することは困難であるため、別契約の鶴見緑地公園事務所管内街路樹維持工事-1として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

1. 案件名称

長居公園事務所管内公園樹災害復旧工事-2

契約の相手方 (株) K e i 's

3. 随意契約理由

本件は、市内の公園樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした 樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により公園樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの広場周辺や園路脇に幹や枝等が存在する状況であり、公園利用者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、公園の機能回復に向け公園樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

公園樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『公園樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所公園樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所公園樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至る見込みであり、既契約の公園樹維持工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の公園樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

- 1. 案件名称 大阪城公園事務所管内公園樹災害復旧工事
- 2. 契約の相手方 (株) 荒木造園設計

3. 随意契約理由

本件は、市内の公園樹が台風21号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により公園樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの広場周辺や園路脇に幹や枝等が存在する状況であり、公園利用者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、公園の機能回復に向け公園樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

公園樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『公園樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所公園樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所公園樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至る見込みであり、既契約の公園樹維持工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の公園樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

- 1. 案件名称 扇町公園事務所管内街路樹維持工事-1
- 2. 契約の相手方 (株) 繁緑園

3. 随意契約理由

本件は、平成31年6月28日、29日にインテックス大阪で開催されるG20大阪サミット開催に向けた環境整備として、市内街路樹の防犯性や景観面向上のための、剪定・刈り込み・補植を行う工事である。

G20開催に向けた、環境整備の実施を行うにあたって要人警護の観点から、 警備路線や要人の移動ルートなどは公表できないことから、施工場所の確定直前 になることが想定されるとともに、警察からの指示により速やかに作業対応しな ければならない可能性が非常に高く、施工場所が既契約履行中の施工業者と重複 し、出会い帳場となることから、他業者で施工した場合、施工の責任性が不明確 となる。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事であり、『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められている。

既契約業者は、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保でき、扇町公園事務所管内街路樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、台風における応急対応も一部実施してきていることから、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の扇町公園事務所管内街路樹維持工事に今回発生した工事の追加することは困難であるため、別契約の扇町公園事務所管内街路樹維持工事-1として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

- 1. 案件名称 扇町公園事務所管内街路樹災害復旧工事
- 2. 契約の相手方 (株) 繁緑園

3. 随意契約理由

本件は、市内の街路樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした 樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により街路樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの依然道路脇に幹や枝等が存在する状況であり、歩道通行者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、歩道部の機能回復に向け街路樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所街路樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所街路樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の街路樹維持管理工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の街路樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

1. 案件名称

十三公園事務所管内公園樹災害復旧工事-2

2. 契約の相手方 杉田造園(株)

3. 随意契約理由

本件は、市内の公園樹が台風21号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により公園樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの広場周辺や園路脇に幹や枝等が存在する状況であり、公園利用者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、公園の機能回復に向け公園樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

公園樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『公園樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所公園樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所公園樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至る見込みであり、既契約の公園樹維持工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の公園樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

1. 案件名称

八幡屋公園事務所管内街路樹災害復旧工事

2. 契約の相手方 (株)井畑造園土木

3. 随意契約理由

本件は、市内の街路樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした 樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により街路樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの依然道路脇に幹や枝等が存在する状況であり、歩道通行者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、歩道部の機能回復に向け街路樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所街路樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所街路樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の街路樹維持管理工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の街路樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

- 1. 案件名称 長居公園事務所管内公園樹災害復旧工事-1
- 2. 契約の相手方 石丑山中庭園(株)

3. 随意契約理由

本件は、市内の公園樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした 樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により公園樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの広場周辺や園路脇に幹や枝等が存在する状況であり、公園利用者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、公園の機能回復に向け公園樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

公園樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『公園樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所公園樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所公園樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至る見込みであり、既契約の公園樹維持工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の公園樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

- 1. 案件名称 真田山公園事務所管内街路樹災害復旧丁事
- 2. 契約の相手方 (株) タケヒロテック

3. 随意契約理由

本件は、市内の街路樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした 樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により街路樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの依然道路脇に幹や枝等が存在する状況であり、歩道通行者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、歩道部の機能回復に向け街路樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所街路樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所街路樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の街路樹維持管理工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の街路樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

- 1. 案件名称 鶴見緑地公園事務所管内公園樹災害復旧工事
- 2. 契約の相手方 (有) 松竹園

3. 随意契約理由

本件は、市内の公園樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした 樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により公園樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの広場周辺や園路脇に幹や枝等が存在する状況であり、公園利用者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、公園の機能回復に向け公園樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

公園樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『公園樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所公園樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所公園樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至る見込みであり、既契約の公園樹維持工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の公園樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

1. 案件名称

八幡屋公園事務所管内街路樹維持工事-1

2. 契約の相手方 (株) 井畑造園土木

3. 随意契約理由

本件は、平成31年6月28日、29日にインテックス大阪で開催されるG20大阪サミット開催に向けた環境整備として、市内街路樹の防犯性や景観面向上のための、剪定・刈り込み・補植を行う工事である。

G20開催に向けた、環境整備の実施を行うにあたって要人警護の観点から、 警備路線や要人の移動ルートなどは公表できないことから、施工場所の確定直前 になることが想定されるとともに、警察からの指示により速やかに作業対応しな ければならない可能性が非常に高く、施工場所が既契約履行中の施工業者と重複 し、出会い帳場となることから、他業者で施工した場合、施工の責任性が不明確 となる。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事であり、『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められている。

既契約業者は、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保でき、八幡屋公園事務所管内街路樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、台風における応急対応も一部実施してきていることから、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の八幡屋公園事務所管内街路樹維持工事に今回発生した工事の追加することは困難であるため、別契約の八幡屋公園事務所管内街路樹維持工事-1として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

1. 案件名称

十三公園事務所管内街路樹災害復旧工事-1

2. 契約の相手方 (株) ヤスクニ緑地

3. 随意契約理由

本件は、市内の街路樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした 樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により街路樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの依然道路脇に幹や枝等が存在する状況であり、歩道通行者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、歩道部の機能回復に向け街路樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所街路樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所街路樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の街路樹維持管理工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の街路樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

- 1. 案件名称 真田山公園事務所管内街路樹維持工事 1
- 2. 契約の相手方 (株) タケヒロテック

3. 随意契約理由

本件は、平成31年6月28日、29日にインテックス大阪で開催されるG20大阪サミット開催に向けた環境整備として、市内街路樹の防犯性や景観面向上のための、剪定・刈り込み・補植を行う工事である。

G20開催に向けた、環境整備の実施を行うにあたって要人警護の観点から、 警備路線や要人の移動ルートなどは公表できないことから、施工場所の確定直前 になることが想定されるとともに、警察からの指示により速やかに作業対応しな ければならない可能性が非常に高く、施工場所が既契約履行中の施工業者と重複 し、出会い帳場となることから、他業者で施工した場合、施工の責任性が不明確 となる。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事であり、『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められている。

既契約業者は、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保でき、真田山公園事務所管内街路樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、台風における応急対応も一部実施してきていることから、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の真田山公園事務所管内街路樹維持工事に今回発生した工事の追加することは困難であるため、別契約の真田山公園事務所管内街路樹維持工事-1として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

1 案件名称

大阪城公園事務所管内街路樹維持工事-1-1

2. 契約の相手方

(株)田中造園土木

3. 随意契約理由

本件は、平成31年6月28日、29日にインテックス大阪で開催されるG20大阪サミット開催に向けた環境整備として、市内街路樹の防犯性や景観面向上のための、剪定・刈り込み・補植を行う工事である。

G20開催に向けた、環境整備の実施を行うにあたって要人警護の観点から、 警備路線や要人の移動ルートなどは公表できないことから、施工場所の確定直前 になることが想定されるとともに、警察からの指示により速やかに作業対応しな ければならない可能性が非常に高く、施工場所が既契約履行中の施工業者と重複 し、出会い帳場となることから、他業者で施工した場合、施工の責任性が不明確 となる。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事であり、『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められている。

既契約業者は、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保でき、大阪城公園事務所管内街路樹維持工事-1については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、台風における応急対応も一部実施してきていることから、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の大阪城公園事務所管内街路樹維持工事-1に今回発生した工事の追加することは困難であるため、別契約の大阪城公園事務所管内街路樹維持工事-1-1として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

- 1. 案件名称 長居公園事務所管内街路樹維持工事-2-1
- 2. 契約の相手方 上園緑地建設(株)

3. 随意契約理由

本件は、平成31年6月28日、29日にインテックス大阪で開催されるG20大阪サミット開催に向けた環境整備として、市内街路樹の防犯性や景観面向上のための、剪定・刈り込み・補植を行う工事である。

G20開催に向けた、環境整備の実施を行うにあたって要人警護の観点から、 警備路線や要人の移動ルートなどは公表できないことから、施工場所の確定直前 になることが想定されるとともに、警察からの指示により速やかに作業対応しな ければならない可能性が非常に高く、施工場所が既契約履行中の施工業者と重複 し、出会い帳場となることから、他業者で施工した場合、施工の責任性が不明確 となる。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事であり、『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められている。

既契約業者は、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保でき、長居公園事務所管内街路樹維持工事-2については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、台風における応急対応も一部実施してきていることから、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の長居公園事務所管内街路樹維持工事-2に今回発生した工事の追加することは困難であるため、別契約の長居公園事務所管内街路樹維持工事-2-1として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

1. 案件名称

大阪城公園事務所管内街路樹災害復旧工事-1

2. 契約の相手方 (株)田中造園土木

3. 随意契約理由

本件は、市内の街路樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした 樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により街路樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの依然道路脇に幹や枝等が存在する状況であり、歩道通行者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、歩道部の機能回復に向け街路樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所街路樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所街路樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の街路樹維持管理工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の街路樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

1. 案件名称

長居公園事務所管内街路樹災害復旧工事-2

2. 契約の相手方 上園緑地建設(株)

3. 随意契約理由

本件は、市内の街路樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした 樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により街路樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの依然道路脇に幹や枝等が存在する状況であり、歩道通行者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、歩道部の機能回復に向け街路樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所街路樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所街路樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の街路樹維持管理工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の街路樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

1. 案件名称

十三公園事務所管内街路樹災害復旧工事-2

2. 契約の相手方 南海ビルサービス (株)

3. 随意契約理由

本件は、市内の街路樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした 樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により街路樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの依然道路脇に幹や枝等が存在する状況であり、歩道通行者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、歩道部の機能回復に向け街路樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所街路樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所街路樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の街路樹維持管理工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の街路樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

- 1. 案件名称 扇町公園事務所管内公園樹災害復旧工事
- 2. 契約の相手方 伊原園芸(株)

3. 随意契約理由

本件は、市内の公園樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした 樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により公園樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの広場周辺や園路脇に幹や枝等が存在する状況であり、公園利用者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、公園の機能回復に向け公園樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

公園樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『公園樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所公園樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所公園樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至る見込みであり、既契約の公園樹維持工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の公園樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

- 1. 案件名称 長居公園事務所管内街路樹維持工事-1-1
- 2. 契約の相手方 関西植木(株)

3. 随意契約理由

本件は、平成31年6月28日、29日にインテックス大阪で開催されるG20大阪サミット開催に向けた環境整備として、市内街路樹の防犯性や景観面向上のための、剪定・刈り込み・補植を行う工事である。

G20開催に向けた、環境整備の実施を行うにあたって要人警護の観点から、 警備路線や要人の移動ルートなどは公表できないことから、施工場所の確定直前 になることが想定されるとともに、警察からの指示により速やかに作業対応しな ければならない可能性が非常に高く、施工場所が既契約履行中の施工業者と重複 し、出会い帳場となることから、他業者で施工した場合、施工の責任性が不明確 となる。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事であり、『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められている。

既契約業者は、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保でき、長居公園事務所管内街路樹維持工事-1については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、台風における応急対応も一部実施してきていることから、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の長居公園事務所管内街路樹維持工事-1に今回発生した工事の追加することは困難であるため、別契約の長居公園事務所管内街路樹維持工事-1-1として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

- 1. 案件名称 長居公園事務所管內街路樹災害復旧工事 1
- 2. 契約の相手方 関西植木 (株)

3. 随意契約理由

本件は、市内の街路樹が台風 21 号の影響により、倒木、傾斜、幹・枝折れした 樹木の復旧対応を行う工事である。

平成30年9月4日に通過した台風21号の影響により街路樹が倒壊し、当面の応急措置は行ったものの依然道路脇に幹や枝等が存在する状況であり、歩道通行者に対して大きな支障をきたしている。今後の降雨による新たな倒木や、さらなる落枝等の危険性がある状態を回避し、歩道部の機能回復に向け街路樹の安全対策措置を至急行う必要がある。

街路樹の維持については、樹木(植物)の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期(植栽適期)等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。『街路樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められており、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保できることから、各方面公園事務所街路樹維持工事受注者へ対応可能か確認を行ったところ、いずれの受注者も対応可能とのことであった。

しかし、各方面公園事務所街路樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、今回の台風における応急対応も含め実施してきており、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の街路樹維持管理工事に今回発生した復旧工事を追加することは困難であることから、別契約の街路樹災害復旧工事として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

- 1 案件名称豊野浄水場酸注入設備修繕
- 2 契約の相手方 日立造船(株)

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場に設置している酸注入設備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、アタカ大機(株)が独自に設計、製作したものであり、修繕による 部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び 性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

現在、当該設備の事業は、平成26年4月1日にアタカ大機(株)より日立造船(株)に吸収合併されており、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は日立造船(株)が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場(電話番号072-825-4704)

1. 案件名称

西部方面管理事務所管内施設災害復旧工事

- 2. 契約の相手方 大榮線業(株)
- 3. 随意契約理由

本件は、台風 21 号の影響により、市内の公園施設に甚大な被害が発生したため、その対応を行う工事である。

都市公園は日常幅広く市民に利用されているだけでなく、災害時の避難場所としての防災機能も有しており、復旧に長時間を要すると市民生活への影響が大きいことから、速やかな対応が必要である。

平成30年9月4日の台風21号の通過に伴い、市内の公園樹が多数倒木した結果、フェンスや休憩施設、遊具などの公園施設も、多くが倒木の下敷きとなり破損した。

破損した公園施設の撤去にあたっては、まずは多数の公園で発生した倒木被害の処理を行い、市民の公園利用が一定可能な状態にすることを優先し、倒木撤去の緊急随意契約工事によりその対応にあたっている。

破損した公園施設については、上記のとおり大半が倒木に起因して発生していることから破損状況の調査にあたれなかったことや、撤去作業には重機が必要となることからその搬入スペースの確保等を考慮すると、倒木処理が進捗しない間は着手できない状況にあった。

現時点においては、倒木処理が一定進捗し、破損状況の把握もできたことから 撤去作業に着手可能となっており、公園施設を破損したままの状態にしておくこ とは安心安全な公園利用ができないことから速やかな撤去を目指し、倒木処理に 引き続き、本工事契約を行うものである。

なお、本緊急工事では破損した公園施設の撤去を行うものであるが、撤去のみ の状態では危険な箇所については柵等の設置を行う。

業者の選定にあたっては、市内一円の幅広い範囲での施工や、被害箇所の多くがフェンス関係であることから、現在、公園課において発注している管内一円フェンス補修工事への入札参加実績を考慮する。

見積りの徴収にあたっては、今年度、管内一円フェンス補修工事の入札に参加 した業者から見積りを徴収し、見積価格が最低の業者へ確認したところ、対応可 能とのことであった。

また、契約締結にあたっては、倒木撤去後の破損施設撤去等、速やかに危険箇所を解消する必要があること、また、防災面から一日でも早く公園を避難場所としての機能を全面回復する必要があることから、上記選定業者と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

建設局 公園緑化部 公園課(電話番号:06-6469-3842)

1 工事名称

住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸 (1工区) 築造工事 (その15)

2 契約の相手方

大林・鴻池・五洋・久本 特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(1工区)築造工事(その14)に引き続き土留工・対策工を行うものである。

本工事で実施する対策工(地盤改良工)は、次期工事において掘削を行うために実施するものであり、既往工事で実施している対策工と一体となって効果を発現するものである。したがって、既往工事で施工している対策工及び本工事で行う対策工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

また、有事の際の施工責任を明確に確保することが不可欠であるため既往工事で設置した仮設材については当該工事の受注者が引続き使用して施工しなければならない。 さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増加などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等によって、本市の事業を進める上で大きな不利益を被るため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一施工者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、同一施工者に履行させることにより工期の短縮、経費の削減が確保できると認められるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 11 条第 1 項第 5 号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課 (電話番号 06-6615-7883)

1 工事名称

此花下水処理場ポンプ場築造工事(その15)

2 契約の相手方

鴻池・竹中土木・佐藤・三井住友・あおみ特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、此花下水処理場ポンプ場築造工事(その14)に引き続き本体 仮設工・本体築造工(ポンプ棟 I 期・II 期、沈砂池棟)を行うものである。

今回施工する本体仮設工は、既往工事で施工済みである本体土留工(柱列 式地中連続壁工)と一体構造として、掘削に伴う仮設の安定性において必要 不可欠な山留支保工(中間杭等)である。

既往工事である本体土留工は、当該工事に近接する正蓮寺川護岸構造物 及び正蓮寺川仮排水路並びに地下埋設物等の重要構造物への影響を計測し ながら施工管理を行っている。

上述のとおり、本工事で施工する本体仮設工等は、本体土留工との一体機能によってその目的が発現し、今後の施工において近接する重要構造物への影響を最小限に抑える重要な仮設構造物であることから、責任施工の一貫性を明確に確保する必要がある。

また、本体築造工においても、過年度で竣工・施工済の部分と一体的構造として施工を行う必要がある。

よって、同一受注者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性にも有利(益)となるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令 第11条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課 (電話番号 06-6615-7883)

緊急随意契約理由書

1. 案 件 名 称: 大阪城公園大手門外修復工事

2. 契約相手方: (株) 松原工務店

3. 随意契約理由

大阪城公園の「大手門」、「一番櫓」、「六番櫓」等及び桜門横の塀は、台風 21 号の影響で 屋根瓦や漆喰壁の一部が損壊していることが判明し修復の必要が生じている。

重要文化財や歴史建造物が多く存在する大阪城公園は、国内外から多くの観光客が訪れており、現在利用者の安全確保の点から部分的な立ち入り制限をした状態であり、利用者の利便性を損ねるだけでなく、再び台風が襲来した場合など、屋根瓦等の飛散・漆喰壁の損壊が予見され、観光客への危害を加える可能性が高く、こうした危険な状態を放置することは本市の重大な瑕疵となる。

また、重要文化財等が損傷を受けたままの状態は観光地としての価値の低下を招くものである。

一方、「大手門」、「一番櫓」、「六番櫓」等は重要文化財に指定されている国の貴重な財産であり、本市は国よりこれら重要文化財の管理を任されており、適切に維持・保存を行う必要がある。また、重要文化財である桜門の横の塀についても重要文化財と同様の構造・仕様で復元されたものであり本市の貴重な財産である。

これらの建造物の屋根瓦や漆喰壁の損傷部分は、長期にわたって雨水の浸水を受けることで、更に被害が拡大する恐れがあり、国の貴重な財産が損なわれ修繕費用も増大していく 恐れがある。

上記から、観光客等の安全性の確保及び重要文化財等の適切な保全の観点等から、一刻も早く従前の状態に修復する必要がある。

重要文化財やそれと同様に復元された建造物は、文化庁の指導のもと施工する必要があり、その価値を保存するためにも文化財建造物の修復に熟知していることが求められる。

このため、通常の修復工事を実施する場合にあっては、建造物木工の選定保存技術認定を 文部科学省から受けている「公益財団法人 文化財建造物保存技術協会」「特定非営利活動 法人 日本伝統建築技術保存会」の2団体が実施する講習を受けている者を現場に配置でき ること、及び木造建築物の重要文化財の改修工事実績を有していることが施工者の要件と して求められるため、要件を備えた入札参加有資格者登録業者を選定し、指名競争入札によ り施工業者の決定を実施している。

また、実地調査・実施設計の実施においては、損傷箇所だけでなくそれ以外の劣化状況を確認し予防保全の観点から修復範囲や仕様を決定する必要があるため、修復範囲(面的及び層的(下地をどこまで)な範囲)の検討調査において、修復工事の施工とは異なる知識や技

術が必要となるため、要件を備えた「公益法人 文化財建造物保存技術協会」へ随意契約を 実施している。

本件工事において、実地調査・実施設計を別途業務委託後に行うと、調査実施を行なうにも足場を組んでの調査が必要であるなど修復工事の完成まで 1 年 9 ヶ月程度要する見込みであるが、本件工事は台風 21 号の影響による損傷部分の復旧を行うものであり、劣化状況などの予防保全の観点は含まないため、上記指名事業者であれば修復工事及び実施設計を一体履行することは可能であり、約4ヶ月程度で施工できる見込みである。

よって、上記状況から、地方自治法施行令代 167条の2第1項第5号 (緊急の必要により 競争入札に付することができないとき) に該当するものであり、平成30年10月時点で大 阪市の入札参加資格がある大阪府下の施工可能事業者は5者であることから、同5者によ る比較見積もりの手法により最安値を提示した株式会社 松原工務店と随意契約により契 約を実施するものである。

○根拠法令

地方自治法施行令代 167条の2第1項第5号

○担当部署

建設局公園緑化部公園課 (電話番号 06-6469-3845)

- 1. 工事名称:北部方面管内道路照明灯等道路公園付属設備補修工事-3
- 2. 契約相手方:アミューズモリデン(株)

3. 随意契約理由

本工事は、道路公園付属設備の補修を行うものであり、安全・安心なまちづくりの観点から主に交通事故等で倒壊した道路照明灯等の応急措置や二次災害防止の処置、および道路照明灯、公園照明灯が不点灯となった際に直営作業で交換できないランプや器具を交換し正常状態への復旧するため、昼間のみならず休日や夜間の時間帯も緊急対応を行うものである。また、昨年の台風 21 号により被害を受けた公園照明灯の復旧を行うものである。

交通事故や災害で照明灯が倒壊した場合の一時的な応急措置を行うことができなければ、幹線道路などの交通遮断を引き起こし、市民の生活に多大な影響を与えることとなる。また、照明灯の球切れの補修ができず、それが原因で事故や犯罪があった場合には管理瑕疵を問われることとなる。

本工事を、一般競争入札として扱った場合、入札契約手続きに2ケ月半、契約後の受注者の作業準備に1か月を要し、補修工事の着手が3ヶ月半後となる見込みであり、その間の補修や復旧作業ができないこととなる。

また、建設局発注の電気工事等において、従前の入札参加者にも官製談合防止 法違反および公契約関係競売入札妨害の疑いがかけられている状況にあること から、本市の入札参加経験者ではない、新たな事業者との公正な契約も求められ ている所である。

よって、上記状況から、地方自治法施行令代 167 条の 2 第 1 項第 5 号 (緊急の必要により競争入札に付することができないとき)に該当するものであり、平成 31 年 2 月時点で、本補修工事と同種工事である大阪府発注の照明施設等維持修繕工事の入札参加者でかつ、道路照明灯設置工事などの契約者のうち、施工場所に近く、大阪市の電気工事において入札に参加したことのない事業者は 8 者であることから(別紙のとおり)、同 8 者による比較見積もりの手法により最安値を提示したアミューズモリデン(株)と随意契約により契約を実施するものである。

- 4. 根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 5. 担当部署:建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号 6615-7261)

1. 工事名称:東部方面管内道路照明灯等道路公園付属設備補修工事-3

2. 契約相手方:アミューズモリデン(株)

3. 随意契約理由

本工事は、道路公園付属設備の補修を行うものであり、安全・安心なまちづくりの観点から主に交通事故等で倒壊した道路照明灯等の応急措置や二次災害防止の処置、および道路照明灯、公園照明灯が不点灯となった際に直営作業で交換できないランプや器具を交換し正常状態への復旧するため、昼間のみならず休日や夜間の時間帯も緊急対応を行うものである。また、昨年の台風 21 号により被害を受けた公園照明灯の復旧を行うものである。

交通事故や災害で照明灯が倒壊した場合の一時的な応急措置を行うことができなければ、幹線道路などの交通遮断を引き起こし、市民の生活に多大な影響を与えることとなる。また、照明灯の球切れの補修ができず、それが原因で事故や犯罪があった場合には管理瑕疵を問われることとなる。

本工事を、一般競争入札として扱った場合、入札契約手続きに2ヶ月半、契約後の受注者の作業準備に1か月を要し、補修工事の着手が3ヶ月半後となる見込みであり、その間の補修や復旧作業ができないこととなる。

また、建設局発注の電気工事等において、従前の入札参加者にも官製談合防止法違反および公契約関係競売入札妨害の疑いがかけられている状況にあることから、本市の入札参加経験者ではない、新たな事業者との公正な契約も求められている所である。

よって、上記状況から、地方自治法施行令代 167 条の 2 第 1 項第 5 号 (緊急の必要により競争入札に付することができないとき)に該当するものであり、平成 31 年 2 月時点で、本補修工事と同種工事である大阪府発注の照明施設等維持修繕工事の入札参加者でかつ、道路照明灯設置工事などの契約者のうち、施工場所に近く、大阪市の電気工事において入札に参加したことのない事業者は 8 者であることから (別紙のとおり)、同 8 者による比較見積もりの手法により最安値を提示したアミューズモリデン (株)と随意契約により契約を実施するものである。

4. 根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署:建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号 6615-7261)

1. 工事名称:南部方面管内道路照明灯等道路公園付属設備補修工事-3

2. 契約相手方:(株) 晃電社

3. 随意契約理由

本工事は、道路公園付属設備の補修を行うものであり、安全・安心なまちづくりの観点から主に交通事故等で倒壊した道路照明灯等の応急措置や二次災害防止の処置、および道路照明灯、公園照明灯が不点灯となった際に直営作業で交換できないランプや器具を交換し正常状態への復旧するため、昼間のみならず休日や夜間の時間帯も緊急対応を行うものである。また、昨年の台風21号により被害を受けた公園照明灯の復旧を行うものである。

交通事故や災害で照明灯が倒壊した場合の一時的な応急措置を行うことができなければ、幹線道路などの交通遮断を引き起こし、市民の生活に多大な影響を与えることとなる。また、照明灯の球切れの補修ができず、それが原因で事故や犯罪があった場合には管理瑕疵を問われることとなる。

本工事を、一般競争入札として扱った場合、入札契約手続きに2ヶ月半、契約後の受注者の作業準備に1か月を要し、補修工事の着手が3ヶ月半後となる見込みであり、その間の補修や復旧作業ができないこととなる。

また、建設局発注の電気工事等において、従前の入札参加者にも官製談合防止 法違反および公契約関係競売入札妨害の疑いがかけられている状況にあること から、本市の入札参加経験者ではない、新たな事業者との公正な契約も求められ ている所である。

よって、上記状況から、地方自治法施行令代 167 条の 2 第 1 項第 5 号 (緊急の必要により競争入札に付することができないとき)に該当するものであり、平成 31 年 2 月時点で、本補修工事と同種工事である大阪府発注の照明施設等維持修繕工事の入札参加者でかつ、道路照明灯設置工事などの契約者のうち、施工場所に近く、大阪市の電気工事において入札に参加したことのない事業者は 9 者であることから (別紙のとおり)、同 9 者による比較見積もりの手法により最安値を提示した (株) 晃電社と随意契約により契約を実施するものである。

4. 根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署:建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号 6615-7261)

1. 工事名称:西部方面管内道路照明灯等道路公園付属設備補修工事-3

2. 契約相手方:(株) 晃電社

3. 随意契約理由

本工事は、道路公園付属設備の補修を行うものであり、安全・安心なまちづくりの観点から主に交通事故等で倒壊した道路照明灯等の応急措置や二次災害防止の処置、および道路照明灯、公園照明灯が不点灯となった際に直営作業で交換できないランプや器具を交換し正常状態への復旧するため、昼間のみならず休日や夜間の時間帯も緊急対応を行うものである。また、昨年の台風 21 号により被害を受けた公園照明灯の復旧を行うものである。

交通事故や災害で照明灯が倒壊した場合の一時的な応急措置を行うことができなければ、幹線道路などの交通遮断を引き起こし、市民の生活に多大な影響を与えることとなる。また、照明灯の球切れの補修ができず、それが原因で事故や犯罪があった場合には管理瑕疵を問われることとなる。

本工事を、一般競争入札として扱った場合、入札契約手続きに2ケ月半、契約後の受注者の作業準備に1か月を要し、補修工事の着手が3ヶ月半後となる見込みであり、その間の補修や復旧作業ができないこととなる。

また、建設局発注の電気工事等において、従前の入札参加者にも官製談合防止法違反および公契約関係競売入札妨害の疑いがかけられている状況にあることから、本市の入札参加経験者ではない、新たな事業者との公正な契約も求められている所である。

よって、上記状況から、地方自治法施行令代 167 条の 2 第 1 項第 5 号 (緊急の必要により競争入札に付することができないとき)に該当するものであり、平成 31 年 2 月時点で、本補修工事と同種工事である大阪府発注の照明施設等維持修繕工事の入札参加者でかつ、道路照明灯設置工事などの契約者のうち、施工場所に近く、大阪市の電気工事において入札に参加したことのない事業者は 9 者であることから (別紙のとおり)、同 9 者による比較見積もりの手法により最安値を提示した (株) 晃電社と随意契約により契約を実施するものである。

4. 根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署:建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号 6615-7261)